

小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成制度のご案内 (訪問介護等事業者・居宅介護支援事業者の方へ)

小金井市では、所得の低い利用者の訪問介護等のサービスの利用促進などを目的として、「小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成制度」を実施しています。

利用者への助成方法は、所得の低い方に配慮し、原則事業者による受領委任払いとしております。しかし、この制度は小金井市独自のため、国保連を通して市に請求することができず、事業者が直接市に請求する方法となることから、訪問介護等事業所の方々のご協力が不可欠となります。

つきましては、お忙しい中事務手続き等繁雑になり大変恐縮ですが、ご協力いただきますようお願いいたします。

1 対象サービス

訪問介護、夜間対応型訪問介護、第1号訪問事業

2 助成内容

利用者負担10%のうち、4%を小金井市が助成し、差額の6%相当額について本人が負担します。

3 対象者

要介護または要支援認定を受けた方等であって、世帯で住民税非課税の方。

※ ただし、以下の方は除きます。

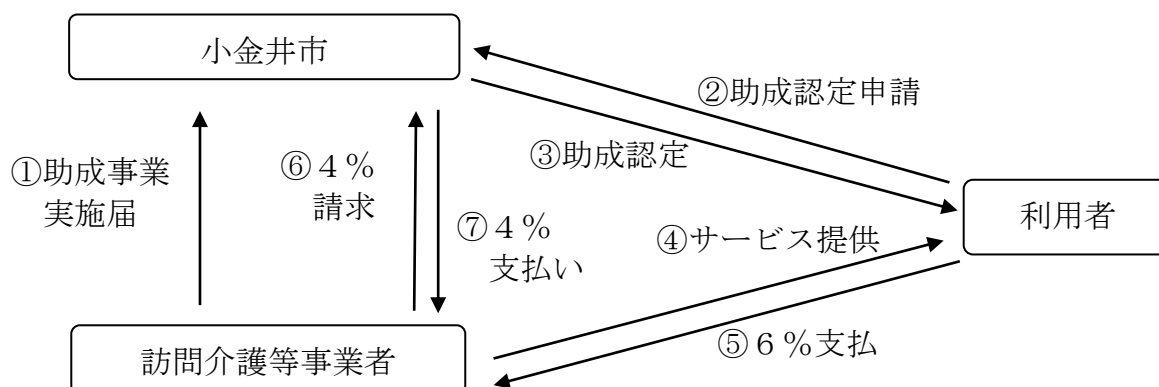
- ・生活保護受給者
- ・障害者ホームヘルプサービス利用に対する助成事業対象者
- ・社福法人及び介護事業所による生計困難者に対する負担軽減事業対象者
- ・原爆被爆者に対する医療費支給その他給付を受けている者
- ・給付額減額の措置を受けている者

4 有効期限

申請のあった月の初日から翌年度の7月31日までとなります。(4月から7月に申請があった場合は、当該年度の7月31日まで。)一度認定を受けた方も毎年更新の申請が必要です。

5 処理の流れ

	訪問介護等事業者	利用者
	①小金井市に事業実施に係る届出書を提出します。 (様式第6号:小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成事業実施届)	②小金井市に助成認定申請書を提出します。 (様式第1号:小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成認定申請書)
		③課税状況を確認のうえ、対象者に助成認定証を交付します。 (様式第3号:小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成認定証)
A月 (サービス提供月)	④利用者に対し、訪問介護等のサービスを提供します。	
		⑤訪問介護等事業者に対し、助成認定証を提示して6%相当額を支払います。
A+1月 (審査月)	国保連へ介護報酬(90%)を請求します。	
A+2月の月末まで ※この期間を過ぎていても請求は可能です	⑥小金井市へ助成金合計額(4%分)を請求します。(下記請求方法を参照)	
A+3月の月末	⑦小金井市は請求内容を確認後、訪問介護等事業所に請求金額を振り込みます。振込みは給付実績確認後となるため、最短でサービス提供から3ヶ月後の月末となります。	



6 助成額の請求方法について

請求は国保連審査月ごとに利用者全員分をまとめて行います。以下の3種類の書式を提出して下さい。

- ・ 小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成金請求書
- ・ 小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成金 該当一覧表
- ・ 該当サービスの領収証の写し

※ 過誤による金額変更の対応

訪問介護等事業者は小金井市に対する4%の助成金請求額について、過誤による利用者負担額の変更があるときは、再請求をした国保連審査月の助成金請求時に相殺して請求し、それをもって精算します。

7 助成金額の計算例

合計単位数が1,792単位の場合

①介護報酬（10割分）	〈単位数〉1,792単位 × 11.05（単価）	=19,801円（円未満切捨て）
②保険給付額（9割分）	19,801円（①）×90%	=17,820円（円未満切捨て）
③助成金額（4%分）	19,801円（①）×4%	=792円（円未満切捨て）
④助成後の利用者負担額	19,801円（①）－17,820円（②）－792円（③）	=1,189円（6%相当額）

※ 訪問介護等事業者の方は、「小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成」対象者から、6%相当額（④）を受領してください。

※ 訪問介護等事業者の方が小金井市へ請求する額は、4%分（③）となります。

8 ケアマネジャーの方へ

対象になりそうな方がいましたら、お早めに小金井市まで申請するようお勧めください。また、認定を受けた利用者については、必ず訪問介護等事業者へ連絡し、助成に漏れが無いよう、ご協力をお願いいたします。

問合せ先

小金井市福祉保健部介護福祉課介護保険係

電話042-387-9822